

麻疹疑いの患者が来院されたら（医療機関用）

1. 来院前

麻疹の発症が疑われる患者から受診希望の連絡を受けた場合は、来院時に当該患者が待機できるスペースを準備し、可能であれば来院時に別の入り口に誘導するあるいは他の患者がいない時間帯を指定して受診してもらうなど、他の患者との接触がないように配慮する。

2. 診察・問診

| | |
|---|--|
| <p>麻疹（臨床診断例） *臨床症状①～③をすべて満たす</p> | <p>*届出に必要な臨床症状 ①麻疹に特徴的な発疹 ②発熱 ③咳嗽、鼻汁、結膜充血などのカタル症状</p> <p>**届出に必要な病原体診断 ①分離・同定による病原体の検出 ②検体から直接の PCR 法による病原体の遺伝子の検出 ③抗体の検出（IgM 抗体の検出、ペア血清での抗体陽転又は抗体価の有意の上昇）</p> |
| <p>麻疹（検査診断例） *臨床症状①～③をすべて満たすかつ**届出に必要な病原体診断のいずれかを満たす</p> | |
| <p>修飾麻疹（検査診断例） *臨床症状①～③の 1 つ以上満たすかつ**届出に必要な病原体診断のいずれかを満たす</p> | |

上記のいずれかに該当した場合

3. 届出と検体採取

- ①発生届を管轄の保健所へ感染症サーベイランスシステムまたは FAX で提出
- ②管轄保健所へ連絡
- ③原則として麻疹と診断された患者全例にウイルス遺伝子検査を実施しています。
つきましては、下記の 3 検体の採取をお願いします。

・血液（末梢血液 2cc ）、尿（10cc）、*咽頭ぬぐい液

※ウイルス輸送用容器がない場合は、拭った綿棒を空のスピッツ（凝固剤等が何も入っていない尿用のスピッツなど）で保管
環境保健センター搬入までにすぐに搬入できない場合は、滅菌 PBS 又は滅菌生理食塩水 2cc をスピッツに入れ保管

4. 採取後の対応

①患者への説明

- ・保健所が調査を行うこと（疫学調査：臨床経過、旅行歴等行動履歴、接触者状況などの調査）
- ・検査結果については、当日または翌日以降に保健所から電話連絡があること
- ・検査結果が判明するまでは公共交通機関の利用や不用不急の外出は控えていただくこと

②患者が陽性であった際の接触者の調査協力

・患者が陽性の場合、保健所は感染拡大防止のため感染が疑われる方の健康観察及び調査を行います。当該患者、患者からの感染が疑われる方（患者が離れた後、少なくとも 1 時間（最大 2 時間）以内に空間を共有した方、対応した職員等）の調査のご協力をお願いします。

※詳しい医療機関の対応については、「医療機関での麻疹対応ガイドライン第七版」をご参照ください。



【問い合わせ先】

鹿児島県 感染症対策課 電話：099-286-2724